

港区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

本案は、特別区人事委員会の勧告を受け、幼稚園教育職員の給与を改定するほか、「教育公務員特例法」の一部改正に伴い、校務類型に係る業務の困難性等を考慮して義務教育等教員特別手当の額を定めることとするものです。

【条例改正の背景】

特別区人事委員会は、公民比較を行った結果、職員の給与が民間従業員の給与を下回っていた較差14,860円(3.80%)を解消するため、月例給を引き上げる給料表の改定をすることが適当であると判断し、令和7年10月14日に勧告しました。

職員団体等との交渉が妥結したため、幼稚園教育職員の給与を改定します。

また、学校における働き方改革の更なる加速化、教員の処遇改善等を進めるため、教員の職務や勤務の状況に応じて義務教育等教員特別手当を支給することとするなどの教育公務員特例法の改正が行われました。

【条例改正の内容】

①給料月額を引き上げます。

【幼稚園教育職員給料表における改定後の給料月額差額（例）】

モデルケース	級・号給	改定後給料月額差額
教諭（22歳）	1級13号給	12,800円（5.5%）増
主任教諭（41歳）	2級53号給	11,500円（3.1%）増
副園長（47歳）	3級51号給	14,200円（3.5%）増
園長（57歳）	4級77号給	14,300円（3.2%）増

※教諭については初任給の級及び号給、主任教諭から園長までについては各級における平均年齢及び平均号給を記載しています。

②令和7年12月支給分の期末手当及び勤勉手当の支給月数を引き上げます。

	期末手当		勤勉手当	
	12月分	年間	12月分	年間
管 理 職 員	1.10月 (0.025)	2.175月 (0.025)	1.375月 (0.025)	2.725月 (0.025)
管理職員以外の職員	1.275月 (0.025)	2.525月 (0.025)	1.20月 (0.025)	2.375月 (0.025)
定年前三任用短時間勤務職員 暫定再任用職員 (管 理 職 員)	0.6375月 (0.025)	1.25月 (0.025)	0.6875月 (0.025)	1.35月 (0.025)
定年前三任用短時間勤務職員 暫定再任用職員 (管理職員以外の職員)	0.725月 (0.025)	1.425月 (0.025)	0.60月 (0.025)	1.175月 (0.025)

(括弧内は、現行規定からの改定月数)

③令和8年度以降の期末手当の各支給月における支給月数を次のとおり引き上げます。

【期末手当】	6月分	12月分	年間
管 理 職 員	1.0875月 (0.0125)	1.0875月 (0.0125)	2.175月 (0.025)
管理職員以外の職員	1.2625月 (0.0125)	1.2625月 (0.0125)	2.525月 (0.025)
定年前三任用短時間勤務職員 暫定再任用職員 (管 理 職 員)	0.625月 (0.0125)	0.625月 (0.0125)	1.25月 (0.025)
定年前三任用短時間勤務職員 暫定再任用職員 (管理職員以外の職員)	0.7125月 (0.0125)	0.7125月 (0.0125)	1.425月 (0.025)

(括弧内は、現行規定からの改定月数)

④令和８年度以降の勤勉手当の各支給月における支給月数を次のとおり引き上げます。

【勤勉手当】	６月分	１２月分	年 間
管 理 職 員	1.3625月 (0.0125)	1.3625月 (0.0125)	2.725月 (0.025)
管理職員以外の職員	1.1875月 (0.0125)	1.1875月 (0.0125)	2.375月 (0.025)
定年前再任用短時間勤務職員 暫 定 再 任 用 職 員 (管 理 職 員)	0.675月 (0.0125)	0.675月 (0.0125)	1.35月 (0.025)
定年前再任用短時間勤務職員 暫 定 再 任 用 職 員 (管理職員以外の職員)	0.5875月 (0.0125)	0.5875月 (0.0125)	1.175月 (0.025)

(括弧内は、現行規定からの引上げ月数)

⑤義務教育等教員特別手当の月額を、校務類型に係る業務の困難性その他の事情を考慮して定めることとします。

【施行期日】

①及び②については公布の日、③及び④については令和８年４月１日、⑤については同年１月１日

【適用期日】

①については令和７年４月１日、②については同年１２月１日